

① 建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、次のイ)、ロ) のいずれかの者を置くこと。

イ) 常勤役員等のうち1人（個人の場合は本人かその支配人）が次の(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

(a1) 建設業（業種を問わず）に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

役員等5年

(a2) 建設業（業種を問わず）に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有する者

執行役員等5年

(a3) 建設業（業種を問わず）に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

経営業務補佐経験6年

ロ) 常勤役員等のうち1人（個人の場合は本人かその支配人）が次の(b1)又は(b2)のいずれかに該当し、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(c1)～(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。（※(c1)(c2)(c3)は一人で複数の経験を兼ねることが可能）

(b1) 建設業（業種を問わず）の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者

(b2) 5年以上役員等としての（建設業以外の業種の）経験を有し、かつ、建設業（業種を問わず）に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

+

(c1) 許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の財務管理の業務経験を有する者

(c2) 同 5年以上の労務管理の経験を有する者

(c3) 同 5年以上の運営業務の経験を有する者

②適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。